特記仕様書（共通事項）

（令和８年 10 月 広島県水道広域連合企業団）

第１章　総則

第１節　災害復旧工事に係る緩和措置

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　現場代理人（請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては、9,000 万円）未満の場合に限る。）が、第４節「現場代理人の兼務」1 に掲げる条件（(4)の条件を除く。）を満たすときは、同節 1 の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

３　受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書 1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。

第２節　中間検査

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督職員が行う。

３　原則として、請負代金額が 2,000 万円以上２億円未満の工事は、中間検査を１回実施し、２億円以上の工事は２回実施する。また、工期が一年を超える工事で当該年度の年割額が２億円以上の場合、当該年度に中間検査を２回実施する。ただし、指名・公告日に当該工事と同じ業種で広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１「他の格付け等対象の一般競争入札に参加できる者」に該当する受注者が、契約後速やかに、中間検査を割愛又は減ずることを希望する場合において、請負代金額が 2,000 万円以上２億円未満の工事については中間検査を割愛し、２億円以上の工事については中間検査の回数を２回から１回に減ずる。

第３節　現場代理人の兼務

１　受注者は、請負金額 4,500 万円（建築一式工事にあたっては、9,000 万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線管理パトロール等業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1)　兼務する工事が公共工事であること

(2)　兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること

(3)　兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）であること。ただし、災害復旧工事は同一市町内でなくてよい。

(4)　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

(5)　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するな

ど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2　受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあたっては、9,000 万円）以上に該当し、工事箇所が１０ｋｍ程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1)　兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること。

(2)　兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）であること。

(3)　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

(4)　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第２号により、承認しない場合は様式第３号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

4　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第４号により、その承認を取消すものとする。

(1)　兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき

(2)　兼務を承認した日から起算して１４日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和４年広島県水道広域連合企業団条例第４号）第２条に規定する県の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき

(3)　兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき

(4)　兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき

(5)　著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき

(6)　その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

5　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※　様式については、「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

第４節　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

１　建設業法第 26 条第３項第１号の規定（以下、「専任特例１号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

(1)　主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(2)　工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね２時間以内であること。

(3)　下請次数が３を超えないこと。

(4)　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。

(5)　工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(6)　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。

(7)　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(8)　兼務する工事についても、上記(2)～(7)の要件を全て満たすこと。

(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。

２　専任特例１号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項(2)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(6)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

３　建設業法第 26 条第３項第２号の規定（以下、「専任特例２号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

(1)　建設業法施行令第 29 第１項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2)　監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。

(3)　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4)　監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(5)　監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、同一の市町（安芸郡４町においては安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度であること。

(6)　監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

(7)　監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
(8)　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例２号に係る条件を満たすこと。

4　専任特例２号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。

5　建設業法第 26 条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

(1)　配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
(2)　配置する工事現場の数が１であること。
(3)　配置する営業所と工事現場間が、１日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。
(4)　下請次数が３を超えないこと。
(5)　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
(6)　工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
(7)　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
(8)　当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。

6　建設業法第 26 条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項(3)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(7)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第５節　施工箇所が点在する工事の積算

1　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

2　施工箇所が点在する工事の適正な工事価格を算出するため、参考図書に示す工事箇所と施工箇所を基に次の算定方法とする。

・算定方法

(1)　工事原価

ア　直接工事費

施工数量及び施工規模等は工事箇所ごとに判断し、施工箇所ごとに直接工事費を算定する。

イ　間接工事費

(ｱ)　共通仮設費

a　共通仮設費の率分

対象額は工事箇所ごとに算定し、工種区分はその工事全体の主たるものを適用する。

b　共通仮設費の補正

工事箇所ごとに施工地域及び工事場所区分の補正行う。

c　積上げ計算による部分

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

(ｲ)　現場管理費

a　現場管理費の算定

対象とする純工事費は工事箇所ごとに算定する。

b　現場管理費率の補正

工事箇所ごとに施工時期、工事期間、施工地域及び工事場所区分の補正行う。

(ｳ)　中止期間中の現場維持等の費用

a　積上げ項目

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

b　率で計上する項目

対象額及び一時中止日数は施工箇所ごとに算定する。

(2)　一般管理費等

ア　一般管理費等の算定

対象とする工事原価は（1）の計による。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%を超える場合又は処分費等が 3 千万円を超える場合、率計算の対象については、工事箇所ごとに対象額を算出する。

第６節　概算数量発注方式による積算

１　詳細な設計が不要な工事

(1)　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

(2)　受注者は、受注後、契約図面に基づき現地を照査し、図面を作成し発注者に提出すること。

(3)　受注者は、図面について監督職員の承認を受けた後、この図面に基づいて施工するものとする。

(4)　設計図書の変更は、承認した図面を基に作成した契約図面で行うものとする。

２　詳細な設計が必要な工事

(1)　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

(2)　詳細設計資料（図面及び数量）は、契約後、速やかに受注者に通知する。

第７節　現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　受注者は、熱中症対策・防寒対策に着手する前に、工事打合せ簿へ熱中症対策・防寒対策に必要な施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載し、監督職員へ提出の上、協議すること。

３　受注者は、現場作業が終了するまでに、工事打合せ簿へ実施した内容（施設・設備の種類、規模、設置期間及び実際に要した費用等）を記入し、見積書等を添付し監督職員へ提出すること。

４　見積書等については、「広島県の調達情報」へ掲載している「現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）の実施にあたっての留意事項（お知らせ)」を参考に作成すること。

掲載先：https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index/r80730.pdf

第８節　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、検査期間 13 日、年末年始６日間（12 月 29 日～１月３日）、夏季休暇３日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く３日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。

３　真夏日とは、日最高気温が 30 度以上の日、あるいは、日最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）が 25 度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温又は最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）を対象とする。

４　気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。

５　受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。

６　受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。

７　積算方法は次のとおりとする。

(1)　補正方法

ア　受注者から提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、２％を上限とする。

イ　真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

ウ　補正値（％）＝真夏日率×1.2

(2)　補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点３位を四捨五入して２位止めとする。

８　受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。

９　検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

第９節　猛暑時間の施工回避

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　実施方法は次のとおりとする。

(1)　内容

ア　受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を監督職員と協議し設定できる。

イ　作業時間を短縮した場合は、短縮時間に応じて、工期を延長することができるものとする。

ウ　工事における現地の立会等については、監督職員の勤務時間に合わせるものとする。

エ　対象期間は、６月１日から９月 30 日までとする。

(2)　工期延長日数の算出方法

工期の延長日数※１（日）＝短縮時間（時間）×対象期間※２（日）÷８（時間）

なお、猛暑日等による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※１　小数第１位を切り上げるものとする。

※２　現場閉所日を含む。

３　作業時間の変更に伴う工事費の増額については、設計変更の対象としない。

第 10 節　熱中症による健康障害発生時の対応計画

１　猛暑による厳しい環境下での現場作業※が見込まれる工事を対象とする。

※WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、連続１時間以上又は１日４時間を超える作業

２　受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを施工計画書の「緊急時の体制及び対応」項目に記載するとともに、工事関係者へ周知すること。

第 11 節　１日未満で完了する作業の積算

受注者は、施工実施にあたり施工パッケージ型積算基準と乖離がある場合は、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ｉ編総則第 12 章１日未満で完了する作業の積算の適用を発注者に請求できる。

適用にあたっては、受発注者間の協議において、作業内容が土木工事標準積算基準に該当すると認められる場合は、変更を行う。

第 12 節　遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

３　受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。

４　最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

５　受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

６　実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支

払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

7　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

8　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

実施計画書及び実績報告書は、「広島県の調達情報」に掲載している。「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和２年２月１７日付お知らせ）

第 13 節　地盤情報の取扱い

1　受注者は、地盤情報を一般財団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、国土地盤情報データベースに登録すること。

2　受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン企業局所管事業（令和 2 年 8 月）」に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに公開可否コードを記入した上で、検定の申込を行うこと。

3　検定に要する費用は、技術管理費に国土地盤情報データベース検定費として１本当たり 2、000 円を見込んでいる。ただし、主任技術者が国土地盤情報センターで定める技術士等の資格又は、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を持っていなければ設計変更の対象とする。

4　受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、「電子納品運用ガイドライン企業局所管事業（令和 2 年 8 月）」に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

第 14 節　書類限定検査の実施

広島県土木工事共通仕様書を適用する建設工事のうち、次に該当する建設工事については、広島県水道広域連合企業団書類限定検査実施要領　（令和７年６月１日 に基づき検査を実施するものとする。ただし、「低入札価格調査対象工事」、「重点監督対象工事」及び「監督職員から打合せ簿等による改善指示が発出された工事」は対象外とする。

1　成績評定対象外とする建設工事

2　最終請負代金額２千万円未満の成績評定対象とする建設工事

第 15 節　情報セキュリティ対策

1　受注者は、本工事の実施にあたり、提供方法及び媒体を問わず、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び契約後に公になった情報を除く以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

2　受注者は、機密情報のセキュリティ対策については、関係法令並びに「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するほか、発注者の指示する事項を遵守するものとする。

3　受注者は、本工事の実施に関する全ての機密情報について、適正に管理し、かつ、責務を負う者（情報管理責任者）を選任及び配置し、施工計画書の「現場組織表」項目に記載すること。

第 16 節　法令及び条例等の遵守

1　次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

(1)工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」

(2)上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」

(3)上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」

2　「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 17 節　中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という）について、設計変更により計上できる工事である。

2　調達検討資材

ナフサを由来とする主要な建設資材の一覧

資材カテゴリ	主成分・性質
ジオテキスタイル	ＰＰ、ＰＥＴ
防草シート	ＰＰ、ＰＥＴ
排水材・フィルター	ＰＰ、ＰＥＴ
パイプ・配線管	塩ビ、ＰＥ、ＰＰ
ケーブル・配線管	塩ビ、ＰＥ
接着剤	ポリウレタン、エポキシ樹脂
塗料・シンナー	トルエン・キシレン等
止水材・シーリング材	ポリウレタン、アクリル
防水シート（トンネル）	塩ビ、合成ゴム
コンクリート混和材	ポリカルボン酸エーテル
仮設資材（ブルーシート、土のう）	ＰＥ、ＰＰ、ＰＶＣ
断熱材	ポリウレタン、ポリスチレン

※代表的なナフサ由来の資材の一例であり、この一覧にない場合でも協議することができる。ただし、ナフサ由来の資材であることを確認すること。

3　内容

(1)　受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に「(様式１）調達検討資材に関する協議書」を提出し、監督職員と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次のとおり想定している。

①　調達検討資材の代替資材を調達した場合

（例：塩化ビニル管を鉄管やコンクリート管に変更して施工する場合）

②　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

（例：通常より遠方から調達する必要があり、運搬費が追加で必要な場合）

③　調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（例：通常より調達ロットを小さくせざるを得なくなり、単価が高くなる場合）

(2)　受注者は、設計変更に際し、「(様式２）調達検討資材に関する実施報告書」及び実際の取引伝票、請求書等（調達時期、購入数量、購入単価が記載された資料）を監督職員に提出すること。

(3)　妥当性が確認された別途調達経費については、設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。

(4)　受注者は、代替資材を調達する場合には、当該代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

※　様式については、「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k06/k-06-2yousiki.html

４　積算方法

(1)　設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2)　設計変更を行う対象数量の考え方は、次のとおりとする。

既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

資材カテゴリ
証明数量＜設計図書の数量　→設計変更不可。 設計図書の数量≦証明数量≦設計数量→設計変更可。対象数量は証明数量 設計数量＜証明数量　→設計変更可。対象数量は設計数量 （設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量 設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量） 証明数量：受注者から証明された数量）

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3)　設計変更に用いる単価は、実際の取引伝票、請求書等で確認出来た実際の購入価格とする。

(4)　別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初積算時点での実勢価格(物価資料等)と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。なお、当初積算時点の実勢価格(物価資料等)が掲載されていない場合は、受注者に当初積算時点の取引価格を確認の上、差分を算出すること。

(5)　本運用に基づく設計変更内容は、建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）の対象外とする。

第２章　材料

第１節　ブロック積（空積）

１　特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

２　壁体重量の確認は、当該工事で使用するコンクリートブロック及び中詰材と同じ組み合わせにより施工した実績がある場合は、「壁体重量検査実績報告書」により監督職員の承認を得て省略することができる。ただし、施工実績として認められるものは広島県土木建築局発注の工事に限る。

３　当該現場で使用するブロック積（空積）控 50cm の調達に時間がかかる、又は困難な場合には速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。

第２節　遠隔地からの建設資材を調達する場合の積算方法

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達をせざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあっては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内を言い、仮設材にあっては、土木工事標準積算基準書（広島県）第Ｘ編 参考資料 第２章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4) リース器材 の運搬で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

第３節　大型土のう

次のいずれかの要件に該当する場合は、袋体が破損する恐れがあるので「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアルで要求される性能（19 項目）を全て満たした製品を使用すること。

(1)　容量 1m3 当たりの中詰重量が 10kN を超える場合（20kN 未満）

(2)　2 か月を超えて屋外で使用する場合（3 年未満）

第３章　施工条件

第１節　堰堤等基礎の床掘

堰堤等基礎の床掘において、岩盤又は転石等により床付面の変更が発生する場合や、土質条件等により掘削法面が自立しない場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用について設計変更の対象とする。

第２節　残存型枠工

１　残存型枠工の残存型枠設置基礎部において、地盤の不陸等の現場条件により型枠設置に安定を確保することが困難な場合は、調整コンクリート等の要否について監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

２　残存型枠（構造物一体型）を使用する場合、土木工事共通仕様書の 8-1-8-9 残存型枠（外壁兼用型）工に求める要件に加え、次の点に留意し、監督職員の承諾を得ること。

なお、残存化粧型枠（構造物一体型）についても同様とする。

(1)　使用する残存型枠（構造物一体型）は、砂防堰堤等の本体として必要な耐久性及び一体性が確保されていることが公的機関により証明されていること。

なお、堰堤の上流面に使用する場合は、土石流に対する耐衝撃性等を有することも公的機関により証明されていること。

(2)　使用する残存型枠（構造物一体型）の単位体積質量及び圧縮強度は、本体コンクリートと同等以上であること。

(3)　残存型枠（構造物一体型）の施工にあたっては、上記事項に加え、コンクリートを確実に充填し、一体性を図るように十分留意して施工すること。

第３節　架空線の防護管

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

第４節　砂防堰堤工事等におけるコンクリート打設

砂防堰堤工等におけるコンクリート打設については、土木工事標準積算基準書（河川編・道路編）第Ⅲ編第３章砂防工に記載されている一般部コンクリート打設歩掛に示されたクレーン打設を想定しているが、クレーン打設と比較して工期短縮効果が認められる場合もしくは現場条件によりクレーン打設が困難な場合に限り、ポンプ車打設への変更について監督職員と事前に協議できるものとし、協議の結果、必要と認められる場合には設計変更の対象とする。